

## いきいき西区ささえあいプラン推進委員会の委員の公募に関する要領

### (目的)

第1条 この要領は、いきいき西区ささえあいプラン推進委員会の委員の公募について、必要な事項を定める。

### (委員定数)

第2条 公募委員の定数は、2人以内とする。

### (応募資格)

第3条 公募により委員に応募できる者は、委員委嘱予定日において、次の各号全てに該当する者とする。

- (1) 西区内に在住する18歳以上の者
- (2) 本市の附属機関等の委員でない者
- (3) 本市職員、本市議会議員でない者

### (応募方法)

第4条 応募者は、住所、氏名（ふりがなを記載）、生年月日及び連絡先を記載したものに作文を添えて、郵送、ファックス、E-mail等により応募するものとする。

2 応募を受け付けた場合は、応募者に対し、適宜の方法により受け付け確認の連絡をするものとする。

### (選考委員会)

第5条 公募委員を選考するため「いきいき西区ささえあいプラン推進委員会公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）」を公募のつど設置する。

2 選考委員会の構成員は、次の各号に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 西区役所副区長
- (2) 西区社会福祉協議会事務局長
- (3) いきいき西区ささえあいプラン推進委員会委員長
- (4) いきいき西区ささえあいプラン推進委員会副委員長

### (選考方法)

第6条 公募委員の選考は、選考委員会において作文を審査し、委員の合議により行う。

附 則

この要領は平成24年3月1日より施行する。

附 則

この要領は平成31年1月20日より施行する。

附 則

この要領は令和7年1月24日より施行する。